

紹介料の返金については、個別の契約によるが、基本となる返金についての基準は、次のとおりとしている。

雇入れ後 90 日以内に紹介した者が自己都合により退職した場合は、次の基準により紹介手数料の一部を返還することとしている。

- (1) 雇入れ後 30 日以内の場合：紹介料の 70%
- (2) 雇入れ後 31 日以上 60 日以内の場合：紹介料の 50%
- (3) 雇入れ後 61 日以上 90 日以内の場合：紹介料の 30%